

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第62号）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）及び国税通則法（昭和37年法律第66号）の一部改正により、地方税法及び国税に関する法律に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分であって国が行うものについて、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づきその理由を示すこととされたことに鑑み、これらの処分に関し国が行う行政手続との均衡を図るため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年1月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第63号）

- 1 人事委員会の平成24年10月4日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ、一部の職員について給料月額等の支給額を減額することとした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第64号）

- 1 人事委員会の平成24年10月4日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ、一部の職員について給料月額等の支給額を減額することとした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。

◇知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第65号）

- 1 財政運営計画に基づき、平成26年3月31日までの期間において、引き続き、知事、副知事、病院事業の管理者等の特別職の職員及び一般職の職員の給与並びに行政委員会の委員等の報酬の減額措置を講じるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。

◇香川県情報公開条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第66号）

- 1 香川県土地開発公社が平成24年12月7日に解散したことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第67号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第363号）により風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）の一部が改正され、10ヘクタール以上の風致地区（2以上の市町の区域にわたるものを除く。）内における建築等の規制については市町の条例で定めることとされたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第68号）

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）により低炭素建築物新築等計画の認定制度が創設されたことに伴い、当該認定に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第69号）

- 1 香川県営野球場の整備、本県の高校野球の強化その他の県内スポーツの振興を図る財源の確保を目的として、香川県営野球場における常設の広告の表示に係る使用料を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会図書室設置条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第70号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、在任期間等について法律で定められていた事項が条例に委任されたこと、政務調査費の名称及び交付目的が改められたこと、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第71号）

- 1 香川県土地開発公社が平成24年12月7日に解散したことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。